

(新) 手数料

1. 技術基準適合証明手数料

1.1 申込設備を提出する場合

(単位：円)

特定無線設備の種別	略称		証明手数料			
			証明手数料	試験料 最初の1台目	試験料 2台目以降 (1台あたり)	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第2条第1項第3号	市民ラジオ		42,000	42,000	27,300	42
第2条第1項第7号	コードレス電 話	(親機)		42,000	27,300	
		(子機)		42,000	27,300	
第2条第1項第8号	特定小電力機 器	1GHz以下		42,000	27,300	
		1GHz～10GHz		42,000	27,300	
		10GHz以上		52,500	31,500	
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ			42,000	27,300	
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化 小電力データ通信システム			42,000	27,300	
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム			42,000	27,300	
第2条第1項第19号の3	5GHz帯 小電力データ通信システム			42,000	27,300	
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム			52,500	31,500	
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム			52,500	31,500	
第2条第1項第21号	デジタル コードレス電 話	(親機)		546,000	63,000	
		(子機)		546,000	63,000	
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局			546,000	63,000	
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		105,000	63,000		
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		105,000	63,000		
第2条第1項第47号	超広帯域無線システム		546,000	63,000		

\* コードレス電話及びデジタルコードレス電話の申込みで親機と子機同時に申込みの場合、子機の1台目の試験料は2台目以降の試験料と同額とする。

## 1.2 申込設備を提出しない場合

(単位：円)

特定無線設備の種別	略称		証明手数料		
			証明手数料	試験結果報告書 評価料(1件あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項第3号	市民ラジオ		42,000	52,500	42
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機)			
		(子機)			
第2条第1項第8号	特定小電力機器	1GHz以下			
		1GHz～10GHz			
		10GHz以上			
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ				
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化 小電力データ通信システム				
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム				
第2条第1項第19号の3	5GHz帯 小電力データ通信システム				
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム				
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム				
第2条第1項第21号	デジタル コードレス電話	(親機)			
		(子機)			
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局				
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局				
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局				
第2条第1項第47号	超広帯域無線システム				

\* 特性試験が必要になった場合は1.1項(申込設備を提出する場合)の試験料を別途申し受けます。

2. 工事設計認証手数料

2.1 新規手数料

(単位：円)

特定無線設備の種別	略称		認証手数料	
			申込設備を提出 する場合	申込設備を提出せず、 試験結果報告書を提出 する場合
第2条第1項第3号	市民ラジオ		420,000	315,000
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機)	273,000	220,500
		(子機)	273,000	220,500
第2条第1項第8号	特定小電力機器	1GHz以下	420,000	315,000
		1GHz～10GHz	420,000	315,000
		10GHz以上	525,000	420,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		420,000	315,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		420,000	315,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		420,000	315,000
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		420,000	315,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		525,000	420,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム		420,000	315,000
第2条第1項第21号	デジタル コードレス電話	(親機)	861,000	315,000
		(子機)	861,000	315,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		861,000	315,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		598,500	493,500
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		546,000	441,000
第2条第1項第47号	超広帯域無線システム		861,000	315,000

1) 認証手数料

ア 製造工場が「ISO9000s認定」を受けている場合、¥21,000を減額します。

この減額には条件がありますので、その詳細については弊社にお尋ねください。

イ 送受信機の数が2台(異なる周波数帯域等の場合を含む。2台で1対のものを含む。)以上のときは¥105,000を加算します。この場合、1つの認証番号になります。

ウ 複合無線設備(一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備。以下同じ。)に係る申込みの場合には、認証手数料の最も高額なものの額に、その他の無線設備の認証手数料の額の1/2を加算した額とします

- エ 親機と子機同時に申込みの場合は子機の認証手数料を半額にします。親機子機を個別に販売する場合（別々の認証番号を取得する場合）子機の認証手数料を半額にします。

## 2) 設備の使用料

- ア アンテナ一体型試験法又は空中線特性試験を行う際に、電波無反射室を使用する場合は、試験料の額に1件当たり¥105,000を加算します。ただし、複合無線設備については、1件とみなします。  
なお、測定する空中線が複数ある場合は、測定する空中線の数から1を引いた数に¥63,000を乗じた額を加算します。
- イ 周波数の許容偏差の測定に際して、環境条件のうち、温度要件のみを実施した場合は¥26,250を、湿度要件のみを実施した場合は¥47,250を、温湿度要件を実施した場合は¥73,500を、また、振動要件を実施した場合は¥73,500を加算します。なお、複合設備及び送受信機が2台以上の場合には環境試験の額に¥51,450を加算とします。
- ウ その他の装置の審査で諸特性測定を行う場合は¥63,000を加算します。
- エ 工事設計認証の申込みにおいて、申込みの取り下げがあった場合は、¥42,000を申し受けます。また、試験を実施した後に申込みの取り下げの場合は、試験手数料の全額を加算します。
- オ DFSの測定を行う場合は¥52,500を加算します。

2.2 簡易な申込みの工事設計認証

2.2.1 変更の工事（別表第4号表1の変更の工事）に係る手数料

(単位：円)

特定無線設備の種別	略称		認証手数料
第2条第1項第3号	市民ラジオ		軽微な場合  ¥84,000  製造場所の変更  ¥84,000  型式名称等の変更  ¥42,000
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機)	
		(子機)	
第2条第1項第8号	特定小電力機器	1GHz以下	
		1GHz～10GHz	
		10GHz以上	
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム		
第2条第1項第21号	デジタル コードレス電話	(親機)	
		(子機)	
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		
第2条第1項第47号	超広帯域無線システム		

## 2.2.2 変更の工事（別表第4号表2の変更の工事）に係る手数料

(単位：円)

特定無線設備の種別	略称		認証手数料	
			申込設備を提出する場合	申込設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項第3号	市民ラジオ		315,000	210,000
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機)	210,000	157,500
		(子機)	210,000	157,500
第2条第1項第8号	特定小電力機器	1GHz以下	315,000	210,000
		1GHz～10GHz	315,000	210,000
		10GHz以上	420,000	210,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		315,000	210,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		315,000	210,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		315,000	210,000
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		315,000	210,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		420,000	210,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム		315,000	210,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話	(親機)	787,500	210,000
		(子機)	787,500	210,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		787,500	210,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		493,500	388,500
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		441,000	336,000
第2条第1項第47号	超広帯域無線システム		787,500	210,000

\* コードレス電話及びデジタルコードレス電話の申込みで親機と子機同時に申込みの場合、子機の手数料の額は、申込設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合の手数料と同額とします。

## 2.3 その他の手数料

### 1) 認証手数料の割引

前年1月から12月までの申込件数実績(2.2.2の簡易な申込みを含む。)が5件以上の場合、又は本年の申込件数実績が10件以上の場合、2.1項の認証手数料から5%を割引いたします。

### 2) 出張認証の経費(事務所以外の場所(以下「認証場所」という。)で認証した場合の経費

# RFT

## (A) 証明員の派遣費

- (1) 弊社と認証場所との間の移動に要する時間数について1時間当たり6,300円とする。ただし、1時間未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 前記の移動に要する時間数は、使用する交通機関の標準の所要時間によることとし、これにより難しい場合は、弊社と申込者双方が協議して定めるものとする。

## (B) 旅費等

弊社の旅費規程による。

## (C) 測定器等の輸送費

測定器等を弊社から認証場所に輸送する場合、往復の輸送費の実費を請求する。

## 3) 技術基準適合証明証書及び工事設計認証書再発行

技術基準適合証明証書及び工事設計認証書再発行を希望するときは、依頼書に再発行手数料(1葉 10,500円)の郵便小為替及び返信用封筒を同封のうえ、国内無線認証課に送付してください。

なお、銀行口座へ振込のときは振込控えを必ず同封してください。

## 4) 証明ラベル作成料金

- (1) 1,000枚まで1枚につき ¥42
- (2) 1,000枚を超える分1枚につき¥21
- (3) 工事設計認証ラベルを当社で作成する場合、原版代として1申込み当たり¥2,100
- (4) 証明ラベルの申込み枚数は最低100枚とさせていただきます。ただし、100枚より少ない枚数の場合は最低料金として100枚分の料金を適用させていただきます。

## 5) 手数料等の振込先

横浜銀行	新横浜支店	株式会社アールエフテクノロジー
	普通預金	口座番号：1497176